

経済変動対策資金

セーフティネット保証第5号

米国関税措置の

影響を受けた場合も
ご利用いただけます。

全国的に業況が悪化している
業種を営んでいる
中小企業者の皆さまが
ご利用いただけます。

市が

1/2 補助
上限20万円



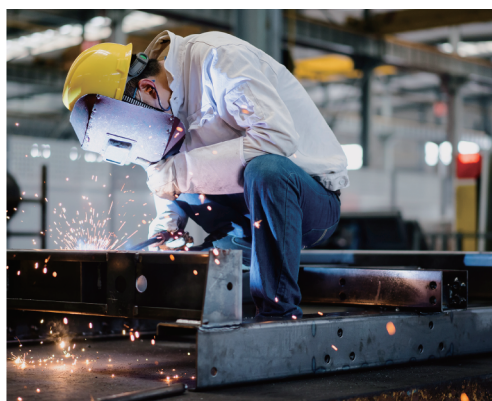
低保証料率

低利

固定金利

市の認定を受けることで一般保証とは別枠
で融資をご利用いただけます

※国が指定するセーフティネット保証5号の指定業種に
属する中小企業者で売上等の減少が確認できる場合
に限ります



横須賀市内に事業実態のある事業所があり、 以下の要件に該当の方がご利用いただけます。

その他の要件についてはお問い合わせください。



対象例 1

次の要件を全て満たすことが必要です

- 1つの指定業種のみを行っている、または兼業者で行っている全ての事業が指定業種であること。
- 「指定業種」に属する事業の最近3ヵ月間の売上高等が、前年同期と比較して5%以上減少していること。

対象例 2

次の要件を全て満たすことが必要です

- 指定事業と非指定事業を営んでおり最近3ヵ月間における中小企業者全体の売上高等のうち、指定業種の売上高等が5%以上を占めていること。
- 最近3ヵ月間の中小企業者全体および指定業種の売上高等が、いずれも前年同期と比較して5%以上減少していること。

融資対象者	中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金
融資期間（据置期間）	10年以内（1年以内）
融資限度額	8,000万円
貸付利率	1.8%以内（年利・固定利率）
信用保証料補助	補助率 50% 限度額 1回の融資につき20万円

融資のお申込みは、
金融機関（右記の取扱金融機関）へ

横浜銀行、神奈川銀行、スルガ銀行、りそな銀行、
湘南信用金庫、かながわ信用金庫、みずほ銀行、
三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫

融資の詳細は、
こちらのホームページを
ご覧ください

中小企業制度融資

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4402/yuushi.html>

横須賀市 制度融資 | 検索 🔍



米国関税対策相談窓口

各地に事業者の皆様への相談窓口を設置しています。
ご相談内容に応じて窓口をご確認ください。

資金繰りについて相談したい

神奈川県信用保証協会 横須賀支店 ☎046-822-3821
商工組合中央金庫 横浜支店 ☎045-201-3952

経営一般について相談したい

横須賀商工会議所 ☎046-823-0400
神奈川県よろず支援拠点 ☎045-633-5071

自動車部品サプライヤーの事業転換に
ついて支援してほしい（ミカタプロジェクト）

（公財）神奈川産業振興センター ☎045-633-5062